

Q30 ニーローテーションプラスティーが行われた方の補装具は、義足と装具のどちらの種目で扱うのでしょうか？

A 義足の部品を多く使用するので義足と思われがちですが、ニーローテーションプラスティーは切断術ではなく短縮術ですから、下肢装具扱いとなります。価格的には補高用足部を加算する長下肢装具としての計上が適切と考えます。

Q31 筋電義手の対象者について教えてください。

A 上肢を手関節以上で失っており、能動式の義手では効果が期待できない強い把持力を要する作業や、手先具の開閉が困難なほど上肢を挙上した状態で作業している方などが対象と考えます。筋電義手の支給は特例補装具の扱いですので、使用状況や使用目的などを十分に調査する必要があります。また、専門機関での評価と十分な試用訓練を行うこと、日常生活や就労などで使用することが必要かつ可能であること、支給後もメンテナンスやフォローを行う機関があることなどが前提条件となります。

Q32 筋電義手の装着訓練や試用評価を行うにあたり、ソケットなどを作製した費用は支給対象と考えてよいでしょうか？

A 障害者総合支援法における筋電義手の支給においては、専門医療機関で試行錯誤が繰り返され、ソケットの形状、電極の位置決定などが訓練段階で終了し、使用効果が認められると判断されてから申請を受理することになります。そのため、筋電義手の装着訓練や試用評価を行う段階で作製したソケットなどは、障害者総合支援法の支給対象には含まれません。使用訓練は保険診療の対象となりますが、筋電義手を仮義手として医療保険で作製することはできません。電動ハンドなどの完成用部品を業者からのデモ機で対応したとしても、ソケットに関しては申請者の自己負担か業者のサービスなどで対応せざるを得ないと考えます。

装 具

Q33 B. F. Oの価格の算定方法について教えてください

A 上肢装具として扱われるB. F. Oの価格の算定は下記のように行います。

上肢装具：基本価格（採寸D-2）＋完成用部品（把持装具用部品）

本製品は、基準に示される上肢装具の完成用部品：把持装具用部品＝既製の完成品であって、製作、加工を要するものではありません。個別の障害者ごとにアームの高さ、位置、固定用具（ブラケット）との連結などの調整を要しますが、その行為は基本価格の採寸D-2に含まれるものと考えます。

Q34 短下肢装具の足底裏革（すべり止め用）にあたる部位を修理する場合、古い足底裏革部分をはがすという作業、すべり止めの接地部などを修繕する作業も併せて行う必要がありますが、修理の項目はどのようなになるでしょうか？

A 装具の修理基準の中には、修理のために現在あるものを「はがす」「切る」「削る」「分解する」などの作業は考えられていません。

例1) 短下肢装具（F 硬性 2 支柱なし）の場合

足底裏革（すべり止め用）の基準額のみを計上します。すなわち、「(イ) の (ア) 以外の部位」により「1 の (3) のエの (ア) の、足底裏革（すべり止め用）」として取り扱います。

例2) 足部支持部が皮革等（足部覆い構造）で足部と足底裏革の間に充填されている素材がある下肢装具の場合

足底裏革部分をはがすことで皮革や充填素材を交換する必要性が生じた場合は、足底裏革（すべり止め用）の交換も含め、足底革交換及び足底ゴム交換を計上する。すなわち、2 の (3) のオ」内の、「(ア) 足底革交換又は足底ゴム交換」として取扱います。

Q35 ジョイント付プラスチック短下肢装具の取り扱いについて教えてください。具体的には、装具の足継手にあるベッカー740(タマラック)、ベッカー760(オクラホマ)、ベッカー775(ジレット)などの継手自体がプラスチック製の足継手を使用した場合の価

格の取り方は、製作要素価格・足継手・プラスチック継手×2 でよいのでしょうか？

A 取扱要領の3装具(4)装具の製作要素価格に「完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取扱うこと」と明記されています。よって、足継手は遊動×2となります。

Q36 短下肢装具のプラスチック継手と固定継手を算定する場合の考え方を教えてください。

A モールド熱可塑性樹脂で作製したヒンジ継手の場合は、プラスチック継手(片側)×2で計上できますが、判断に迷うのはシューホーンブレイスのような場合、フレキシブルアングルとしてプラスチック継手×1と計上するかどうかです。
 支持部をモールド熱可塑性樹脂で作製し、可撓性をもたせる目的でトリミングラインを深くする場合(図1)、フレキシブルアングルとして捉えプラスチック継手×1を計上するのが一般的です。トリミングの技術料が加味されていると考えます。尖足予防など足関節の固定を目的とした装具でトリミングラインが浅い場合(図2)は、支持部の計上のみで継手を計上しないのが適切と考えます。支持部が連続しているだけで微妙なトリミング技術を要さないからです。この場合、足継手固定は計上できませんが熱可塑性樹脂を継手のない金属支柱で補強する場合は固定×2の計上は可能です(図3)。しかし、どの程度の可撓性までをフレキシブルアングルとして認めるかの明確な線引きはなく、固定性を重視した短下肢装具でもモールド熱可塑性樹脂で作製してある場合、形状によらずプラスチック継手×1を認めている自治体も多くあると思われます。

ヨ. 短下肢装具・F 硬性(支柱なし) ②

区分	使用材料	整理番号
ウ 基本価格	下肢装具 採型	A-6
エ 継手	足継手プラスチック継手	
大腿支持部		
下腿支持部	モールド 熱可塑性樹脂	
足部	モールド 熱可塑性樹脂	
付属品		
オ 完成用部品		

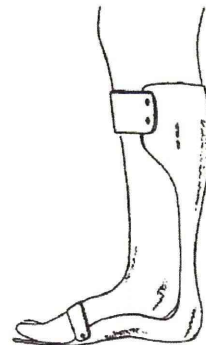


図1

ユ. 短下肢装具・F 硬性(支柱なし) ①

区 分	使 用 材 料	整理番号
ウ 基本価格	下肢装具 採型	A-6
エ 継 手		
大腿支持部		
下腿支持部	モールド 熱可塑性樹脂	
足 部	モールド 熱可塑性樹脂	
付 属 品		
オ 完成用部品		

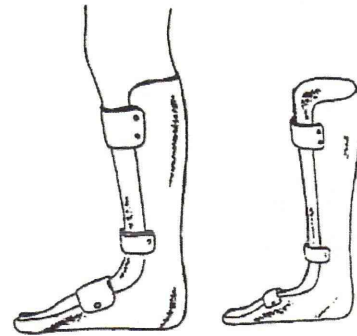


図 2

ヤ. 短下肢装具・F 硬性(支柱つき)

区 分	使 用 材 料	整理番号
ウ 基本価格	下肢装具 採型	A-6
エ 継 手	足継手 固定 × 2	
大腿支持部		
下腿支持部	モールド 熱可塑性樹脂	
足 部	モールド 熱可塑性樹脂	
付 属 品		
オ 完成用部品		

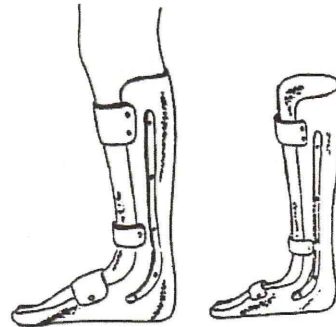


図 3

Q37 定価の示されていない既製品の短下肢装具の価格はどう判断すればよろしいでしょうか？

- A 現行の下肢装具の基準価格は、市場調査を踏まえ、製作者が実際に作製する場合の価格を定めたものです。既製品の構造に当てはめて積算すると、実際の販売価格と大きな乖離を生じる可能性があります。更生相談所によっては販売価格等を調査し、実情に合わせて既製品の価格算定方法を内規等で定めているところもあります。各更生相談所が地元の業者と協議の上、妥当と思われる価格を設定することが適当でしょう。

Q38 下肢装具に補高用足部を取付ける場合に完成用部品の足部を使用しても、その他の加算要素の補高用足部を計上できるでしょうか？

- A 補高用足部については、基本価格として加算があり、さらに製作要素の中にその他の加算要素としても認められています。これは採型の難しさ、下肢装具の下方にさらに補高用足部を付け加える作業、アライメント調整、場合によっては足部の作製にかかる経費が認められているものです。完成用部品を有効利用して足部のオーダーメイド作製を省略した場合であっても、製作要素と完成用部品の両方の価格を認めることが適当です。

Q39 下肢装具のその他の加算要素にある「高さ調整」はどのような場合に算定するのでしょうか？

- A 高さ調整とは、下肢装具が両側支柱の場合、支柱を二重にしてネジ穴をずらして高さが調整できるように作製する場合に加算するものです。例えばPTB装具で足継手と歩行用あぶみの支柱の位置関係を上下にずらすことで、あぶみに対する足部支持部の足底面の高さを調整する場合などが該当します。また、長下肢装具を短下肢装具にカットダウンできるようにある場合にもこの高さ調整を計上することがあります。これらは治療用装具で行われることが多く、更生用装具で処方されることは稀と思われます。

Q40 下肢装具のマジックバンドは何本つけても加算できないのでしょうか？

- A 下肢装具のマジックバンドは本数に関係なく支持部の製作要素価格に含まれていると考えるのが一般的です。

Q41 短下肢装具に足趾枕（インヒビターバー）を付ける場合に費用の算定は可能でしょうか？

- A 短下肢装具における足底接触面の加工は、アーチサポートやメタルザルサポートと同様に「エ 製作要素価格」の「(ア) 下肢装具 b 支持部」の「足部」に含まれていると解釈します。そのため足趾枕は、オーダーメイド、レディメイドに係わらず費用算定できないと考えます。ただし、形状や用いる材質などが特別で医師の処方があり、

真に必要と認められる場合は、特例付属品として検討することも一つの方法です。その際は靴型装具の「bの付属品等の加算要素」にある「足底の補正」などを参考に必要な額を算定することになります。

Q42 装具の修理基準の「ア継手及び支持部の交換：修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格（購入基準の製作要素価格）に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること」とある「修理項目ごと」の解釈を教えてください。

A 修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,150円を加算というのは、エの制作要素のうち継手と支持部に関しては、それぞれの名称、種類に定められている各価格のうち修理した部位ごと（項目ごと）に1,150円を加算してよいと解釈します。

（例）短下肢装具（両側支柱付）の修理で、内外の足継手（遊動）、支持部（あぶみ、皮革等大）を交換する場合

「足継手 5,750円 + 1,150円」×2 + 「あぶみ 2,350円 + 1,150円」 + 「皮革等大 12,900円 + 1,150円」

Q43 トリッシュャムの取扱いについて、基本価格を採型とするのか採寸とするのかを教えてください。

A インプレッションフォーム（トリッシュャム、その他）は下肢装具の型をとるときに使用するもので、一見、柔らかいスポンジ状のものです。スポンジとの違いは一度押したら戻らないもので、特に足底部の形状を重視して型をとる時に有効的です。この取り扱いですが、採型か採寸か各自治体で解釈が違うようです。

取扱要領 3 装具 (3) 基本価格の「採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。」とされています。ここでの採型はギプス包帯で型を取ることだけが採型というわけではなく、陽性モデルの製作及び修正も含まれていると解釈します。インプレッションフォームは型取り後、陽性モデルを製作して修正を行うものであり、採型で扱うことが適当と考えます。ただし、採型行為を行う者が義肢装具士であることが条件となります。

Q44 標準靴の考え方を教えてください。

- A 取扱要領では、「標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を作製する場合の基準」とされています。両側支柱の短下肢装具で足部支持部を靴にする場合などがそのよい例です。最近では、一般のレディメイドの靴ではなく、下肢装具専用オーバーシューズとして開発された靴や、インソールを個別作製する靴などが既製品とし販売され、価格も標準靴の完成用部品基準価格以内で扱えるものが多く出回っています。取扱要領の定義どおりではありませんが、これらの靴を下肢装具に付随させるものと解釈して標準靴として処方している更生相談所もあります。支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。

Q45 靴型装具が適応となるのはどのような場合かを教えてください

- A 一般的に靴型装具が必要となるのは、下記のような場合が考えられます。
- ①足部や足趾の変形、皮膚トラブルなどがあるため、市販されている一般的な靴では適合や歩行が困難であり、医学的に特別に加工された靴が必要と判断される場合
 - ②歩行や屋外での活動などを目的に、下肢装具を装着した上に靴を履く必要がある場合であって、一般に市販されている靴では適合しない場合
 - イ) 下肢装具に補高や足底の補正、ヒールの補正などが施されており、市販の靴では側革が低い、入らないなどの問題が生じる場合 → 靴型装具の作製
 - ロ) 下肢装具の足底面に特別な工夫がない場合 → 装具用に作製された既製靴で対応可能な場合もある

Q46 整形靴と特殊靴の違いや処方の考え方を教えてください。

*②ーロ) の場合、支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。

- A 補装具費の支給基準に整形靴は「標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする」と、特殊靴は「陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする」と示されていますが、現在の靴型装具作製の工程では特殊木型といっても木製ではなく、発泡硬化性樹脂やプラスチック樹脂で作製した陽性モデルをもとに修正を加えて型を作ることが多くなっています。整形靴と処方してもあらかじめ用意された型を修正利用するのではなく、個別に樹脂製の型を作製することもあります。型を作製すれば全て工賃として特殊靴として扱うものではなく、あくまでも

足部の状態による医学的判定に基づいて処方すべきものと考えます。整形靴は矯正の要素を含む靴であり、変形の矯正が可能な場合に適応となります。特殊靴は、変形が著しく、矯正の可能性を追求するよりもさらなる悪化や痛みを回避することが必要な場合の靴と考えられ、個別の型を作製する必要があります。

Q47 インソールを採型して個別作製した上に既製の整形靴などを処方することは可能でしょうか？ 処方する場合はどのように考えればよろしいでしょうか？

- A 対象事例が靴型装具の適応か足底装具で足りると判断するかによって処方の考え方が変わります。
- ① 靴型装具の適応はあると判断するが、インソールの個別作製だけで、靴に関しては既製の整形靴などで適合する状況であれば、整形靴などを靴型装具として認めることも考えられます。定価が示されていない製品の場合は、仕入れ価格、希望販売価格を申告してもらい、例えば基本価格は採寸とするなど、基準額の積み上げ価格が業者の示す価格と大きく逸脱しないように個別に調整することになります。
- ② 足底装具でも対応が可能な状況であって、オーバーシューズとして既製の整形靴などを処方する場合、インソールとして作製した部分を足底装具として捉え、その支持部として標準靴を処方する方法が考えられます。標準靴の基準額を上限とし、それを上回る価格の靴を希望する場合は、差額自己負担となります。ただし、デザイン性などの観点から、補装具製作者が扱う標準靴とはいえない市販の靴を希望する場合は、靴の部分だけ全額自己負担となります。

Q48 靴型装具の付属品などの加算要素にある足背バンドとはどのようなものですか？

- A 足背バンドとは靴の内外壁の外から足背および内外を締め付けるバンドで、変形の矯正などを目的に使用します。装具の装着、安定性を目的とした同じく加算要素にあるマジックバンド（裏付き）とは異なるものです。

Q49 自費で購入した市販の靴に補高をすることは可能でしょうか？ その場合の算定方法や留意点について教えてください。

- A 市販靴に補高する必要がある場合には、補装具費として補高分のみを算定することが可能です。その際には、修理基準の (3) 装具 オ その他の交換・修理 (イ) (ア) 以外の部位より、価格は修理項目ごとに 1 の (3) のエにあげる価格とすることから、

靴型装具の付属品として靴の補高・敷き革式などを引用し、必要な補高の価格を算定します。なお、市販靴に補高を認めるということは、その市販靴も補装具として一定期間、使用に耐える製品であることに留意する必要があります。

車椅子

Q50 基準に示すレディメイド車椅子とはどのような車椅子なのか考え方を教えてください。

A 基準に示すレディメイド車椅子すなわち基準額の 75%で取り扱う車椅子とは、バックサポート、アームサポート、レッグサポート等の調整機能が装備されていない標準的な構造の車椅子のことです。カタログにある既製品だから全てレディメイドの算定方法（基準額の 75%扱い）で扱うということではありません。

Q51 既製品の多機能車椅子の算定方法を教えてください。

A カatalogにある多機能な既製品の車椅子を既製品という理由でレディメイドの算定方法（基準額の 75%扱い）にせず、価格取扱い上ではオーダーメイド扱いとして定価額を上限とした調整を行うことも算定方法の一つです。基準額を 75%扱いとするか 100%扱いとするかは各更生相談所の判断にお任せします。いずれにせよ修理基準の機能加算につき定価額を上限として調整します。障害状況に応じて必要な機能、付属品につき加算を認めるのであって、希望する製品に装備されている機能、付属品の全てを加算する必要はないということが肝心です。全て加算をしてしまうと定価額を大きく超えてしまう製品もあります。その場合は、厚生労働省のQ&A（平成 22 年 10 月 29 日 事務連絡）の Q10 のとおり、定価額を上限とし、適当な額を値引きして調整します。その際、修理申請時のことに配慮して処方箋には装備されている機能、付属品の全てを明記しておくといよいでしょう。

Q52 既製品を一部改造した車椅子をオーダーメイドとして取扱ってもよいでしょうか？

A 最近の車椅子カタログには多機能な既製品が数多く掲載されています。それらの中にはオプション設定がなされているものや軽微な加工が可能なものもあります。商品の選択、調整、加工を行うことにより、多様な身体状況や環境因子に対応できる場合があり、使用者個別の事例に合わせて設計、作製するオーダーメイドよりも早く、安く作製できるなど有益な場合もあります。